

最低制限価格及び調査基準価格の算出上の各経費項目の取扱い

輪島市が発注する建設工事の請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格の算出方法については、「輪島市建設工事等最低制限価格設定実施要領」及び「輪島市低入札価格調査実施要領」に規定していますが、当該要領に規定する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」の各経費項目については、次のとおり取り扱うこととします。

最低制限価格及び調査基準価格の算出上の各経費項目の取扱い

次に掲げる工事に係る「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」の各経費項目については、次のとおり取り扱うものとする。

○機械設備工事（機械設備工事に附帯する電気設備工事）

土木工事標準積算基準書（機械編）及び土地改良工事積算基準（施設機械）を適用した工事（電気通信設備工事を除く。）を対象とする。

- ・「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ・「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ・「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

○電気通信設備工事

土木工事標準積算基準書（電気通信編）及び土地改良工事積算基準（施設機械）を適用した電気通信設備工事を対象とする。

- ・「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ・「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ・「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ・「一般管理費等」は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は、機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

適用期日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用